

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（変更）

令和6年10月31日

宮 津 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	変更内容
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				日置	無	H31.4 ～ R7.3	日置上農水守る会	対象農用地地目の変更